

## Fリーグ特別指定選手制度

### 1. 目的

フットサル選手として最も成長する年代に、種別や連盟の垣根を越え、「個人の能力に応じた環境」を提供することを目的とする。

### 2. 概要

Fクラブ以外の公益財団法人日本サッカー協会フットサル加盟登録選手を対象に、日本サッカー協会が認定した選手に限り、所属チーム登録のまま、Fリーグ等の試合に出場可能とする。

### 3. 認定資格

- ・ 日本国籍を有する選手
- ・ 公益財団法人日本サッカー協会フットサル加盟登録選手
- ・ Fリーグに出場していないチームに所属する選手
- ・ **申請年度の4月2日時点で23才以下の選手**
- ・ 健康であることを証明された選手

### 4. 受入先クラブ

選手を受け入れることができるクラブは次の通りとする。

- ・ Fクラブ

### 5. 認定基準

所属元（高校・大学・Fリーグ以外のクラブ）、選手（保護者）、受入先クラブの三者合意（所属元がFリーグ以外のクラブの場合は通学する高校を含めた四者合意）による申請を受け、以下の基準を満たせば、本協会フットサル委員会が判断し、申請を認める。

- ・ 覚書締結認定期間を3ヶ月とし、その間の活動が、延べ日数20日以上、もしくはFリーグ公式戦に1試合以上のベンチ入りまたは出場、の実績が認められない場合は、自動終了とし、覚書を更新することは認めない。
- ・ 上記実績が認められた場合においては、自動更新とし、認定期間を更に3ヶ月延長するものとする。但し3ヶ月毎に報告書において、活動実績をチェックし、認められた場合は、上記手続きを繰り返すこととする。
- ・ 受入先クラブは、個人の高い能力をさらに伸ばす環境と公式試合積極登用に向けての具体的計画があることを条件とする。ただし、1クラブで同時期に受け入れることのできる選手は、3名までとする。

### 6. 認定解除

認定期間中に何らかの理由により、解除の申し出があった場合、覚書締結時に合意した三者（四者）が全て解除に合意しないケースは、本協会の判断に委ねることとする。

7. 認定までの流れ（フリーグへはJFAからその都度進捗を報告する。）

受入先クラブが、所属元（大学・高校・フリーグ以外のクラブ）・選手（保護者）と相談し、「フリーグ特別指定選手」として活動する旨を確認する。

受入先クラブが、所属元・選手と覚書を締結する。  
選手は受入先クラブでメディカルチェックを受診する。※継続の場合は心電図・心エコー不要

受入先クラブが以下の申請書類を揃え、火曜日正午までにJFAフットサル委員会へ提出する。但し、火曜日当日の提出の場合は書類に不備があった場合等承認されない場合がある。

【申請書類】

- ① フリーグ特別指定選手 申請書
- ② 覚書（JFA承認印以外捺印済）
- ③ 活動予定表（当月分）
- ④ フリーグメディカルチェック報告書

JFAフットサル委員会で検討する

JFAフットサル委員会で承認（火曜日）

JFAフットサル委員会で否認

JFA理事会にて報告

受入先クラブへ回答  
受入先クラブと確認しコミュニケーション部よりリリース

活 動 開 始

受入先クラブは、3ヶ月目の期間満了日の7日前までにJFAフットサル委員会に活動報告書を送付し、活動内容のチェックを受ける。但し、活動予定表は当月末までに翌月分を提出すること。

【報告書類】 提出締切：承認日より3ヶ月後の期間満了日から7日前 締切厳守！

- ① 活動報告①（活動場所・内容）
- ② 活動報告②（活動状況・コンディション・活動の成果）
- ③ 活動予定表（翌月分）

活動実績が条件を満たしている場合は  
3ヶ月毎の自動更新

活動実績が本制度の条件を満たしていない、または  
契約内容にそぐわないと判断された場合は契約終了

## 8. 活動対象試合

「Fリーグ特別指定選手」として承認され、かつ「日本フットサルリーグ要項」第51条に定める届出を受理された選手は、次の試合への出場資格を有するものとする。

- ・リーグ戦
- ・プレーオフ
- ・リーグカップ戦
- ・プレシーズンマッチ

## 9. 懲戒罰の消化対象試合

特別指定選手が所属元チームの試合で受けた懲戒罰は、所属元チームの同一競技会における直近の試合に適用し、Fリーグ試合には適用しないことを原則とする。また特別指定選手がFリーグ試合で受けた懲戒罰は、Fリーグの同一競技会における直近の試合に適用し、所属元チームの試合には適用しないことを原則とする。

但し、JFA懲罰規程第3条第1項から第8項に該当する場合については、JFA規律委員会が懲罰を決定する。

## 10. 経費

選手の活動にかかる以下の経費は、実費を受入先クラブが負担するものとする。

項目	内容
傷害保険	傷害保険（傷害に関する補償）に関わる経費

以上